

重要事項説明書

指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム 栄光園

指定短期入所生活介護施設
栄光園ショートステイ

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(宮崎県指定 第4570100950号)

当施設はご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当施設の入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◇ 目 次 ◇◇

1. 施設経営法人.....	2
2. ご利用施設.....	2
3. 居室の概要.....	3
4. 職員の配置状況.....	4
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	5
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）.....	11
7. 残置物引取人.....	13
8. 各種相談・受付について.....	13

1. 法 人

- (1) 法 人 名 社会福祉法人 宮崎長寿会
- (2) 法 人 所 在 地 宮崎県宮崎市古城町柳町5157-1
- (3) 電 話 番 号 0985-59-5050
- (4) 法 人 代 表 者 理事長 曾我 定明
- (5) 設 立 年 月 平成5年4月22日

2. ご利用施設

- (1) 施 設 の 種 類 指定介護老人福祉施設・平成12年2月14日指定 宮崎県第4570100950号
- (2) 施 設 の 目 的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共同施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
- (3) 施 設 の 名 称 栄光園ショートステイ
- (4) 施設の所在地 宮崎県宮崎市古城町柳町5157-1
- (5) 電 話 番 号 0985-59-5050
- (6) 責 任 者 管理責任者
- (7) 当施設の運営方針
地域に密着した、利用者の要望に応えられる施設運営
- (8) 開 設 年 月 平成8年4月1日
- (9) 入 所 定 員 特養 60人 ショートステイ 空床利用型

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。

(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

ショートステイは空床利用型となります。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	8室	多床室
2人部屋	1室	多床室
4人部屋	15室	多床室
人部屋	室	
合計		
食堂	24室	
機能訓練室	1室	
浴室	1室	普通浴槽・特殊機械浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者からの居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

- ・テレビ、小ダンスは設置してあります
- ・トイレは居室内にあります。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤 換 算 法	指 定 基 準
1. 施設長（管理者）	1 名	1 名
2. 生活相談員	1 名	1 名
3. 介護職員	20 名	20 名
4. 看護職員	3 名	3 名
5. 管理栄養士	1 名	1 名
6. 機能訓練指導員	1 名	1 名
7. 介護支援専門員	1 名	1 名
8. 医師	嘱託医 1 名	非常勤 1 名

※介護保険法に定める常勤換算方法：1 日 6 時間、1 週 32 時間、月 20 日以上勤務

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週 1 回
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝 7：30～ 9：00 4 名 日中 9：00～18：30 6 名 夜間 19：00～ 7：00 3 名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝 7：30～17：00 1 名 日中 9：00～18：30 2 名
4. 機能訓練指導員	9：00～18：30 1 名

☆土日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き、通常 8 割又は 9 割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①居室の提供

②食 事

- ・当施設では、栄養士又は管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：7：00～9：00 昼食：12：00～13：00 夕食：17：00～19：00

食事の時間は障害者の方もおられますので時間の幅を持たせています。

③入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
- ・身体に過重の不可がかからない為の配慮を行なっています。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

特別養護老人ホーム栄光園

利用料金・概算表

令和8年8月1日現在

1 介護サービス費（1日あたり）

介護度別単価	1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1	589円	1,178円	1,767円
要介護 2	659円	1,318円	1,977円
要介護 3	732円	1,464円	2,196円
要介護 4	802円	1,604円	2,406円
要介護 5	871円	1,742円	2,613円

※但し、入所は原則、要介護3からとなります。特例入所があります。（介護度1・2）
「いきいき介護保険」P27

2 その他加算

- ①サービス提供体制強化加算Ⅲ ③生産性向上推進体制加算Ⅱ
- ②介護職員等処遇改善加算Ⅱロ

3 居住費・食費（1日あたり）（月の途中日割計算）

区 分	居住費（多床室）	食 費
第1段階	0円	300円
第2段階	430円	390円
第3段階①	430円	680円
第3段階②	530円	1,420円
第4段階	915円	1,545円

※年間所得、世帯の課税状況によって区分が異なります。
詳細は、宮崎市介護保険課の窓口にて申請、ご確認ください。

4 ひと月あたりの利用料金の目安（概算）※要介護4・5の場合

区 分	負担割合1割の場合	負担割合2割の場合	負担割合3割の場合
第1段階	35,000円	35,000円	35,000円
第2段階	52,000円	78,000円	104,000円
第3段階①	59,000円	85,000円	111,000円
第3段階②	81,000円	107,000円	133,000円
第4段階	97,000円	123,000円	149,000円

（負担割合1割の方が約9割です）

5 その他料金に含まれるもの（以下は無料）

- ①紙オムツ、パット、紙パンツ等の排泄支援品
- ②施設で行う簡単な洗濯に係る費用

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険制度の改正により、介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

(2) (1) 以外のサービス (契約書第 4 条、第 5 条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金＝要した費用の実費

② 理髪・美容

〔理髪サービス〕

必要に応じて、理容師の出張による理髪サービス (調髪、顔剃、洗髪) をご利用いただけます。

〔美容サービス〕

必要に応じて、美容師の出張による美容サービス (調髪、パーマ、洗髪) をご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費 (パーマご利用の場合は別途要した費用)

③ 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：生活相談員・主任介護長

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れおよび引き出しを行います。

- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○利用料金：要した費用の実費

④ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

〈例〉

i) 主なレクリエーション行事予定

	行 事 と そ の 内 容 (例)	備 考
1月	1日－お正月（おせち料理をいただき、新年をお祝いします。）	
2月	3日－節分（施設内で豆まきを行います。）	
3月	3日－ひなまつり（おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。）	
4月	上旬－お花見（施設の庭に大きな桜の木があります。その桜の下でお花見をします。）	

ii) クラブ活動

書道、音楽、茶道、華道、造形、レクリエーション（実費が必要となります。）

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

ご契約者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
料 金	6,590円	7,300円	8,000円	8,710円	9,410円

ご契約者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合、6,590円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア.窓口での現金支払

イ.下記指定口座への振り込み

ウ.金融機関からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関:銀行、信用金庫、郵便局、JA

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	稲倉医院・巴外科内科・福永内科神経科医院
所在地	宮崎市内
診療科	内科・外科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	青山歯科
所在地	宮崎市内

③協力眼科医療機関

医療機関の名称	星井眼科・中央眼科・新城眼科
所在地	宮崎市内

④協力精神科医療機関

医療機関の名称	こごうメンタルクリニック
所在地	宮崎市内

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第13条参照）

- ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合（但し、ご契約者が平成12年3月31日以前からホームに入所している場合、本号は、平成17年3月31日までは適用されません。）
- ②法人が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥施設から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の30日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③職員が正当な理由なく本契約に定める介護福祉サービスを実施しない場合
- ④職員が守秘義務に違反した場合
- ⑤職員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合

(2) 施設からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①施設が発行する共同生活のしおり、利用者規律規定、管理規定、利用契約書、身元保証書等において、ご契約者が違反、該当した場合
- ②ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ご契約者による、サービス利用料金の支払いが遅延し期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ④ご契約者が、故意又は重大な過失により施設又は職員もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑤ご契約者が連続して（6日間以内の場合は除外）病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑥ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

* 契約者が病院等に入院された場合の対応について *（契約書第18条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

1日あたり 320円

②7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

※備考 利用料金は、介護度、所得、各種加算等によって異なります。尚、日常生活用品費等が別途必要となります。又、制度改正により見直しがおこなわれます。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第17条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、施設はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人（契約書第20条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第20条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、ご契約者または「残置物引取人」にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 各種相談・受付について（契約書第22条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設におけるご相談や苦情は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕生活相談員・介護長

○受付時間 月曜日～金曜日 10:00～17:00

特別養護老人ホーム栄光園 0985-59-5050

宮崎県国民健康保険団体連合会

介護サービス相談係 電話番号 0985-35-5301

宮崎市役所

介護保険課 " 0985-21-1777

9. 提供するサービスの第三者評価

提供するサービスの第三者評価実施状況について、評価の実施はありません。